

徳島市まちづくり総合ビジョン推進評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「徳島市まちづくり総合ビジョン」の取組の実効性を向上させるため、徳島市まちづくり総合ビジョン推進評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「徳島市まちづくり総合ビジョン」の施策についての評価に関すること。
- (2) その他必要な事項についての提言に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。